

大和市監査委員告示第27号

令和3年10月29日付け大和市監査委員告示第23号をもって公表した教育部に対する監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月9日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 青木 正 始

監査の結果	措置の内容
<p>(教育総務課) 予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。</p> <p>(学校教育課) 就学援助費支給に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(教育総務課) 支払いが発生する対象者や支出の執行状況について、漏れがないか事業主管課全体で注意・確認するとともに、予算執行主管課においても事業主管課へ管理状況を確認してまいります。</p> <p>(学校教育課) 債権管理簿と財務システムの突合確認を複数人で行い、再発防止に努めます。</p>